

一関市中心市街地空き店舗解体等補助金交付要綱

(目的)

第1 中心市街地における遊休資産の利活用の可能性を広げ、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地における空き店舗等の解体等に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 西は磐井川から東は東北本線までの区域内にある都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第10項に規定する商業地域をいう。
- (2) 空き店舗等 建物であって、店舗等として使用がなされた後、居住その他の使用がされていないことが常態であるものをいう。
- (3) 店舗等 顧客の利便又は誘引に資するもので、かつ、商品やサービスを継続的に提供することを目的とした事業の用に供する施設（当該事業の用に供する部分と居住その他の用に供する部分が併存する建物を含む。）をいう。
- (4) 所有者等 空き店舗等の所有者又は相続人（所有者又は相続人が複数人の場合は、全員から第4に規定する補助対象事業の実施に係る同意を得ている者に限る。）をいう。
- (5) 所有者等グループ 隣接又は近接する空き店舗等において補助対象事業を実施するため、複数の所有者等で構成する集団をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 所有者等又は所有者等グループであること。
- (2) 空き店舗等に抵当権等の担保権、賃借権等の用益権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者全員から第4に規定する補助対象事業の実施に関する同意を得られていること。
- (3) 居住地又は主たる所在地の市税等を滞納していないこと。
- (4) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (5) 空き店舗等の解体工事等に係る請負契約を市内に事業所又は店舗を有する次に掲げるいずれかの法人又は個人事業者と締結する見込みであること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業の登録を受けた者

（補助対象事業）

第4 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き店舗等に係る事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 現況調査等事業 現況調査、設計業務等空き店舗等の利活用のために必要な調査等に関する事業
- (2) 解体工事等事業 解体及び解体と一体不可分で行われると市長が認める付帯工事に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める事業は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

（補助対象期間）

第6 補助対象期間は、補助金の交付を決定した日から当該決定をした日の属する年度の末日までとする。

（補助額及び補助限度額等）

第7 補助額及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の申請者（第4に規定する補助対象事業の実施に関する同意をした所有者若しくは相続人又は所有者等のグループの構成員を含む。）につき年度内1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第8 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、中心市街地空き店舗解体等補助金交付申請書（様式第1号）を、別表第3に定める提出期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第9 市長は、第8の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、交付を決定するものとする。

（前金払）

第10 補助金の前金払を請求しようとするときは、中心市街地空き店舗解体等補助金前金払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第11 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(終期)

第12 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第5関係)

補助対象事業	補助対象経費
現況調査等事業	現況調査、法令等適合調査、アスベスト調査、設計業務等空き家の利活用に必要となる委託料
解体工事等事業	解体工事、解体工事と一体不可分で行われると認められる付帯工事等の工事請負費（家財等の処分費を除く。）

別表第2 (第7関係)

補助対象事業	補助額	補助限度額
現況調査等事業	補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、1,000	空き店舗等1棟につき100万円
解体工事等事業	円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。	空き店舗等1棟につき300万円

別表第3 (第11関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	中心市街地空き店舗解体等補助金交付申請書 1 事業計画書 2 空き店舗等の解体等に関する同意書 3 誓約書 4 空き店舗等の所有者及び所在地を明らかにする書類（登記事項証明書等） 5 居住地又は主たる所在地の市税等の滞納がないことの証明書又はこれに類する書類 6 補助対象経費の積算が分かる書類（見積書等）	第1号 第2号 第7号 第8号	事業着手 の15日前 までに

	7 その他市長が必要と認める書類		
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	中心市街地空き店舗解体等補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類	第3号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内に
規則第13条第1項の規定による書類	中心市街地空き店舗解体等補助金交付請求（精算）書 1 実績報告書 2 領収書の写し 3 成果物の写し（調査結果報告書、設計図書等） 4 工事写真 5 その他市長が必要と認める書類	第4号 第5号	事業完了した日から30日以内に